

～化学物質起因の労働災害防止に向けて～

法令準拠型から自律的な管理を基軸とする化学物質管理への移行(4)

(一社)名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長・作業環境測定士 杉山正義

今回は実施体制等に係る管理者等の解説をします。

1. 化学物質管理者の選任の義務化

(令和6年4月1日施行)

リスクアセスメント対象物の製造や取扱いなどを行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任することが義務づけられます。選任は個別の作業場ごとではなく、工場、店舗、営業所等の事業場ごとに選任する必要があります。(複数名の選任も可能)

ただし、建設現場において工事期間のみ化学物質の取扱いを行うような場合には「出張先での作業」と位置付けられ、現場には選任の必要はありません。しかし、労働者が所属する事業場において化学物質管理者を選任し、その者が現場の化学物質管理を行うこととなります。

事業場に選任すべき業種・規模要件はなく、選定期限は化学物質を取り扱うこととなつた選任事由の発生から14日以内とされています。なお、事業者は化学物質管理者に職務遂行の権限を与え、氏名を労働者の見やすい箇所に提示する等により、関係労働者に周知する。

(5)リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること。
(6)前述の事項の管理にあたっての労働者に対する必要な教育に関するこ

と。化学物質管理者の選任要件としては

■保護具着用管理責任者の選任の義務化(令和6年4月1日施行)
リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を着用させることには、選任事由発生から14日内に、保護具着用管理責任者を選任することが義務づけられています。

事業者は保護具着用管理責任者に職務遂行のための権限を与える、氏名を労働者の見やすい箇所に提示する等により、関係労働者に周知する。

また、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の特別則における第3管理区分の作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合には、直ちに保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。

（1）譲渡・提供する化学物質のラベル（表示）及びSDS（文書）等に関すること。
（2）リスクアセスメントの実施に関すること。

（3）ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に關すること。

（4）リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

（5）リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること。

（6）前述の事項の管理にあたっての労働者に対する必要な教育に関するこ

と。化学物質の管理業務を適切に実施できる能力を有する者であり、リスクアセスメント対象物の製造事業場の化学物質管理者は、専門講習の修了者から選任することになります。また、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の化学物質管理者については、専門講習を修了している必要はありませんが専門講習等の受講が推奨されています。II下記「項目5」を参照。

■化学物質管理者に実施させるべき職務は、次の技術的事項の管理となります。

（1）譲渡・提供する化学物質のラベル（表示）及びSDS（文書）等に関すること。

（2）リスクアセスメントの実施に関すること。

（3）ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に關すること。

（4）リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

（5）リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関すること。

（6）前述の事項の管理にあたっての労働者に対する必要な教育に関するこ

と。化学物質の管理業務を適正な選択に関すること。
（2）労働者の保護具の適正な使用に関することが義務づけられています。

事業者は保護具着用管理責任者に職務遂行のための権限を与える、氏名を労働者の見やすい箇所に提示する等により、関係労働者に周知する。

また、特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の特別則における第3管理区分の作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合には、直ちに保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。

（1）譲渡・提供する化学物質のラベル（表示）及びSDS（文書）等に関すること。
（2）リスクアセスメントの実施に関すること。

（3）ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づく、措置の内容及びその実施に關すること。

（4）リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

（5）リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関するこ

と。化学物質の管理業務を適切に実施できる能力を有する者であり、リスクアセスメント対象物の製造事業場の化学物質管理者は、専門講習の修了者から選任することになります。また、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の化学物質管理者については、専門講習を修了している必要はありませんが専門講習等の受講が推奨されています。II下記「項目5」を参照。

（6）前述の事項の管理にあたっての労働者に対する必要な教育に関するこ

と。化学物質の管理業務を適正な選択に関することが義務づけられています。

（1）保護具の適正な選択に関すること。
（2）新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

■5、当協会の化学物質関連研修
【化学物質管理者研修】
令和5年9月8日(金)

令和6年4月1日より選任義務が生じるため、早めの受講がおすすめ。

（3）雇入れ時等教育の拡充
【雇入れ時等教育の拡充】
令和6年4月1日(火)

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定は廃止されました。危険性及び有害性のある化学物質を製造し、取扱うすべての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

（4）化学物質の製造事業場を除く
【化学物質管理セミナー(無料)】
令和5年10月16日(月)

円滑な化学物質管理の新たな規制項目について、基本を解説。

（5）保護具着用管理責任者教育
【保護具着用管理責任者教育】
令和5年11月10日(金)

保護具着用管理責任者選任要件のひとつになる保護具の管理に関する教育。

（6）企業出張研修
【企業出張研修】
令和5年11月10日(金)

保護具着用管理責任者選任要件のひとつになる保護具の管理に関する教育。

（7）化学物質管理に関する現場管理者及び作業従事者への必要な教育等、要望に応じ企画・実施することが可能。

※詳しくは、右記QRコードのほか本誌同封案内、当協会HPもしくは事務企画推進部(☎052-961-1365)までお問い合わせください。

（1）食料品製造業・食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂



化学物質支援事業パンフレット
当協会が実施する各種化学物質関連研修ほか